

■ 目的

若者夫婦が、婚姻をきっかけに本市での生活をはじめた際に、最大10万円の補助を行うことで、新生活における経済負担の軽減策を講じることで、婚姻及び定住促進に繋げる。

■ 各種根拠

◆ 1件あたり10万円の根拠

20代後半の年収(約380万)の住民税約13,000円/月とし、市民税内訳:約8,000円×12ヶ月=96,000円÷100,000円で算出

◆ 30歳未満である理由

RESASによると、本市の初婚年齢が30歳前後であるため

◆ 想定件数150件の根拠

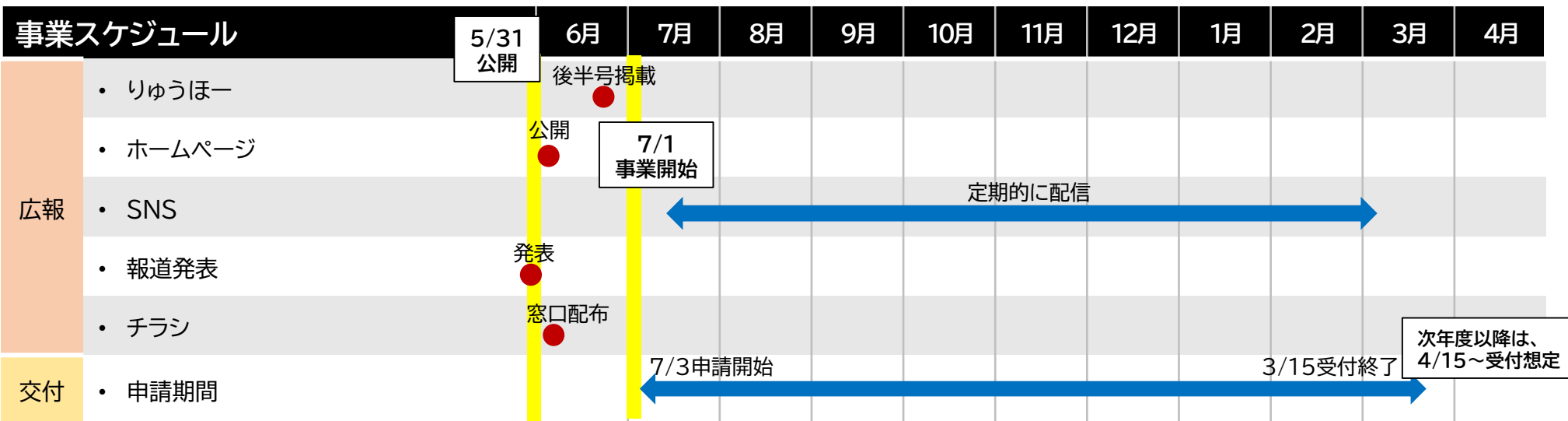
1年間の婚姻件数が200~250件、県初婚年齢(人口動態統計)30歳未満の割合が約6割。250件×60%=150件

■ 事業の概要 1件あたり:100,000円(1世帯1回限り) ※150件想定

夫婦いずれかが30歳未満で婚姻した際に、新生活を応援するため、最大10万円(基本額:5万円+加算額:5万円)の補助金を交付する。  
基本額に加え、加算額として市内店舗で消費されたレシートを申請書とともに提出してもらい、審査の上、交付する。

■ 対象者の主な要件

要件	詳細
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻日において夫婦いずれかが30歳未満である</li> <li>・申請日において、夫婦共に龍ヶ崎市への居住が3ヶ月経過し、生活の本拠としている</li> <li>・夫婦は同居している(単身赴任は例外規定を設ける)</li> </ul>
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年1月1日以降に婚姻し、婚姻日から2年以内</li> <li>※最上位計画の施行日以降という考え</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の滞納がない</li> </ul>



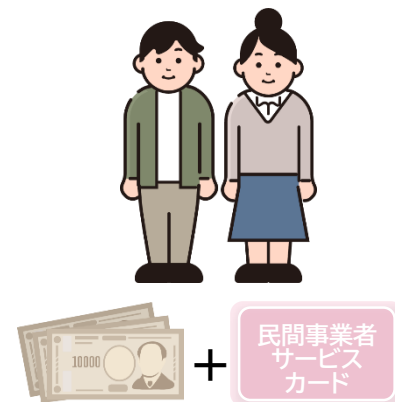
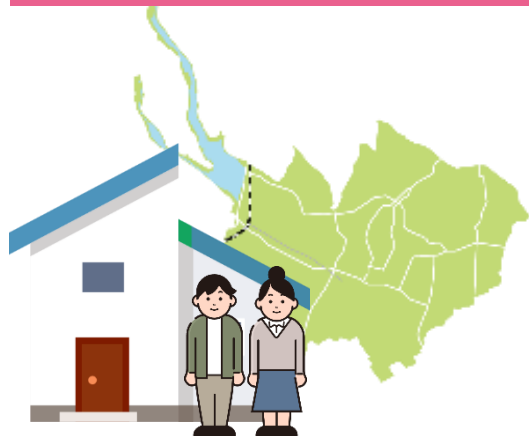
## 婚姻

## 市内居住

## 補助申請

## 補助交付

婚姻時市外在住もOK



現在検討中

いずれかが  
**30**歳未満

夫婦等双方が  
龍ヶ崎市居住**3**ヶ月以上

婚姻後2年以内に…  
龍ヶ崎市役所に  
補助金の申請

審査後、  
補助金を交付

提出書類

補助金額

- ・申請書
- ・経費内訳一覧(加算額分)  
※レシートを添付
- ・戸籍謄本(全部事項証明)の写し
- ・住民票の謄本の写し

最大**10**万円

基本額:5万円  
加算額:5万円  
※市内消費キャッシュバック

この期間に市内で消費した5万円分が加算額としてキャッシュバック